

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年10月15日
【四半期会計期間】	第15期第2四半期（自 2020年6月1日 至 2020年8月31日）
【会社名】	株式会社トライステージ
【英訳名】	Tri-Stage Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉田 育尚
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 福田 大
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 福田 大
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第2四半期連結 累計期間	第15期 第2四半期連結 累計期間	第14期
会計期間	自 2019年3月1日 至 2019年8月31日	自 2020年3月1日 至 2020年8月31日	自 2019年3月1日 至 2020年2月29日
売上高 (千円)	26,193,158	24,192,781	50,440,437
経常利益 (千円)	53,803	880,264	404,014
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	5,373	425,875	182,613
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	545	584,546	222,624
純資産額 (千円)	6,708,173	6,616,160	6,927,182
総資産額 (千円)	15,199,253	15,443,291	15,480,655
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	0.20	16.52	6.69
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	0.20	-	6.69
自己資本比率 (%)	42.8	41.7	43.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	236,984	700,825	819,481
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	96,242	29,188	137,538
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	742,632	808,820	460,946
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	5,083,123	6,209,445	6,348,597

回次	第14期 第2四半期連結 会計期間	第15期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 2019年6月1日 至 2019年8月31日	自 2020年6月1日 至 2020年8月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	8.18	6.75

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第15期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は、次のとおりであります。

（海外事業）

当第2四半期連結累計期間において、持分法適用関連会社であるTV Direct Public Company Limitedが実施した第三者割当増資により、当社の持分比率が低下したため、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの変更を行っております。詳細は、「第4 経理の状況
1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

訴訟等について

当社が、2019年12月27日付「当社元従業員に対する訴訟提起に関するお知らせ」にて公表した元従業員に対する損害賠償請求訴訟は、2020年5月18日に当社の請求が全て認容される判決が言い渡され、同判決は確定し同訴訟は終了いたしました。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当社グループは、「ダイレクトマーケティングのイノベーションカンパニー」を標榜し、ダイレクトマーケティングを実施する企業を総合的に支援しております。

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が停滞し、景気は大きく後退しました。感染拡大の防止策を講じつつ経済活動再開の動きが見られるものの、先行きは依然として不透明な状況が続いております。ダイレクトマーケティング市場は、通信販売の定着及びインターネット通販の拡大とともに、拡大基調が続いております。新しい生活様式の定着が進む中で、人と人との接触機会を減らしつつ商品を購入できる利便性の高いサービスとしてダイレクトマーケティングの重要性はますます高まっており、ダイレクトマーケティング企業を支援する当社の社会的役割も増しております。

当社グループでは、各社にて在宅ワークをはじめとして新型コロナウイルス感染症の拡大防止へ対処しつつ、事業を推進いたしました。前連結会計年度にて実施した事業の選択と集中により、テレビ事業、WEB事業、DM事業への経営資源の配分が進み、また、2019年12月に開始したデータマーケティング基盤「Tri-DDM」により、ダイレクトマーケティングにおける新規顧客獲得とLTV向上を両軸で支援するための基盤が整い、さらに追加の開発も行っております。こうした体制のもと、各事業において着実に当期の戦略を推進してまいりました。

なお、当第2四半期連結会計期間において、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業環境の著しい変化を踏まえ、連結子会社である株式会社アドフレックス・コミュニケーションズにおける事業計画に対する進捗状況や今後の業績見通しを検討した結果、同社株式取得時に計上したのれん未償却残高305,351千円のうち、171,589千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う業績悪化を背景として、連結子会社である株式会社日本百貨店にて固定資産の減損損失47,150千円を特別損失に計上いたしました。

この結果、当社グループの当第2四半期連結累計期間における売上高は24,192,781千円（前年同期比7.6%減）、売上総利益は2,757,064千円（前年同期比15.8%減）となりました。販売費及び一般管理費は1,898,593千円（前年同期比40.0%減）となり、営業利益は858,471千円（前年同期比679.3%増）、経常利益は880,264千円（前年同期は53,803千円の利益）、親会社株主に帰属する四半期純利益は425,875千円（前年同期は5,373千円の利益）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの変更を行っております。詳細は、「第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」をご参照ください。

ダイレクトマーケティング支援事業

テレビ事業は、ダイレクトマーケティング事業者に対し、テレビ番組枠・CMの提供から番組・CM制作、受注管理、顧客管理までダイレクトマーケティングに必要なソリューションを総合的に提供しており、「データ分析に基づく最適な媒体提供」、「売れる映像制作」、「効率的な受注管理」による新規顧客獲得支援を強みとしております。また、データマーケティング基盤「Tri-DDM」により、放送枠や受注等の各種データを統合し、BIツールで即時に精緻な分析を行うことで、放送枠価値の明確化やコンタクトセンターの適切な運用状況の把握等を実現しております。当第2四半期連結累計期間においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、一部クライアントにて一時的な出稿控えがあったものの、消費者の在宅率向上や健康意識の高まりによって、健康食品や医薬品等のテレビ通販におけるレスポンスが好調に推移いたしました。

WEB事業は、株式会社アドフレックス・コミュニケーションズを中心として、テレビとWEBの相互提案とAIツールの積極導入を実施し、クライアントの売上及び利益の最大化に取り組んでおります。リスティング広告最適化AIツールについては、導入企業数が堅調に増加しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種展示会の延期やリモートワークの影響等により商談の機会が減少いたしました。同社ではリスティング広告最適化以外にも有力なAIツールの導入を進めており、引き続き、新規クライアントの獲得及び既存クライアントとの取引拡大に取り組んでまいります。

この結果、売上高は14,231,930千円（前年同期比5.7%減）、営業利益は671,448千円（前年同期比77.9%増）となりました。

DM事業

DM事業は、メールカスタマーセンター株式会社を中心として、「ゆうメール」や「クロネコDM便」等のダイレクトメール発送代行業務に取り組んでおります。当第2四半期連結累計期間においては、「ネコポス」や「ゆうパケット」等の小型宅配便（商品DM）への対応については堅調に推移しているものの、一部の業界にてDM発送の差し控えが生じた関係で、前年に対し売上が減少いたしました。

この結果、売上高は9,065,707千円（前年同期比4.7%減）、営業利益は241,754千円（前年同期は65,922千円の損失）となりました。

海外事業

海外事業は、PT. Merdis Internationalを中心として、ASEANでのテレビ通販及び卸売に取り組んでおります。前連結会計年度においてJML Singapore Pte. Ltd. から撤退したことにより事業規模は縮小いたしました。PT. Merdis Internationalでは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、一部商品供給に影響はあったものの、消費者の在宅率向上によりテレビショッピングチャンネル向けの商品卸が堅調に推移いたしました。

この結果、売上高は458,692千円（前年同期比30.8%減）、営業利益は29,526千円（前年同期は143,600千円の損失）となりました。

小売事業

小売事業は、株式会社日本百貨店の営む「日本百貨店」において、各店舗の収益拡大及び卸売事業の強化に取り組んでおります。当第2四半期連結累計期間においては、期初より新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況を想定しておりましたが、4月の緊急事態宣言を受け、全店舗にて休館や短縮営業を余儀なくされました。6月以降も短縮営業が続いておりますが概ね通常営業に移行しております。こうした中で、経営基盤の整備や不採算店舗からの撤退、新商品開発等、収益性改善に向けた取り組みは着実に進捗いたしました。また、コスト抑制や各種助成金の活用を図りました。

この結果、売上高は436,451千円（前年同期比43.6%減）、営業損失は85,585千円（前年同期は17,106千円の損失）となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ37,363千円減少し、15,443,291千円となりました。これは主に受取手形及び売掛金が531,009千円増加した一方、現金及び預金が139,151千円、商品が101,866千円、のれんが204,900千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債の合計は、前連結会計年度末に比べ273,658千円増加し、8,827,130千円となりました。これは主に長期借入金が869,762千円減少した一方、買掛金が365,111千円、短期借入金が839,258千円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産の合計は、前連結会計年度末に比べ311,022千円減少し、6,616,160千円となりました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純利益を425,875千円計上した一方、自己株式を539,970千円取得し、剰余金の配当を190,777千円行ったこと等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は前連結会計年度末と比較して139,151千円減少し、6,209,445千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において営業活動の結果増加した資金は700,825千円（前第2四半期連結累計期間は236,984千円の減少）となりました。

これは主に売上債権が511,738千円増加した一方、税金等調整前四半期純利益679,426千円のうち、キャッシュ・フローに影響を与えない費用である減損損失を218,740千円計上し、仕入債務が365,469千円増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において投資活動の結果減少した資金は29,188千円（前第2四半期連結累計期間は96,242千円の減少）となりました。

これは主に差入保証金の回収による収入が21,791千円発生した一方、無形固定資産の取得による支出が41,143千円発生したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において財務活動の結果減少した資金は808,820千円（前第2四半期連結累計期間は742,632千円の減少）となりました。

これは主に配当金の支払額が190,848千円、自己株式の取得による支出が539,970千円発生したこと等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念や経営理念、当社企業価値の源泉、クライアント等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模買付提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もありえます。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を取ることににより、株主の皆様に大規模買付行為に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

イ．企業理念及び企業価値の源泉

当社は、「消費者の喜びは、クライアントの喜びであり、私たちの喜び」を社是とし、ダイレクトマーケティング支援事業を行っております。

ダイレクトマーケティングによって商品がより多く消費者に選択されるためには、ダイレクトマーケティングを構成するバリューチェーン、すなわち商品開発、事業計画、表現企画、媒体選定、受注、効果分析、情報加工、物流・決済、顧客管理の各局面を充実させる必要があります。当社は、クライアントの商品が、消費者から選ばれ、より多く売れるために、ダイレクトマーケティングのバリューチェーンの全ての局面におけるソリューションメニューを有しており、クライアントに合わせてその全部又は一部を提供しています。当社では、これらのソリューションメニューの提供を総合的に実施することを「トータルソリューションサービス」と称し、当社の事業の特長としております。

トータルソリューションサービスにおける当社の強みは、データ分析に基づく一括仕入れによる豊富かつ費用対効果の高い媒体の調達力、経験と独自の評価・分析に基づく番組・CM制作ノウハウ、複数のコンタクトセンターを一括管理することによる受注管理ノウハウ、各種データ・情報の分析力にあります。

媒体調達は参入障壁の高い分野ですが、広告代理店出身の創業者による広告代理店やテレビ局との長期的な信頼関係と媒体取り扱い経験とデータ分析に基づいた一括仕入れにより、安定的に豊富な媒体を仕入れることを可能としております。

番組・CM制作ノウハウにおいては、豊富な経験のみならず、表現制作物のモニタリングテストを実施し、商品の魅力が消費者に伝わるかを定量的に評価する等の独自の評価・分析を行っております。

受注管理ノウハウにおいては、当社が各コンタクトセンターを一括して取りまとめ、クライアント商品の理解を促進させる独自の受電マニュアルを作成し、受注データを基に改善を繰り返すことで受注効率の向上を実現しております。

データ・情報の分析力においては、多種多様な商品の取り扱い実績及び番組・CM枠の取り扱い実績を保有しており、クライアントに対し効果的なプランを提案しております。また、番組・CM放送後には、受注時の各種データ等を用いて売り上げ効率を数値化し、分析しております。

これらの強みは、当社の重要な事業基盤であり、企業価値の源泉となっております。

また、当社の企業理念に共感して集まり、多岐にわたるサービス内容を熟知して、経験とノウハウを蓄積した従業員は当社の重要な経営資源であり、クライアントとの長期的かつ強い信頼関係の源泉となっております。

ロ．企業価値の向上に資する取り組み

当社グループは、継続的な企業価値向上のため、市場動向や消費者のニーズを捉え定期的に経営計画を見直ししております。2019年4月3日に公表した「中期経営計画ローリングプラン2019」では、「ダイレクトマーケティングのイノベーション・カンパニー」をビジョンに掲げ、中長期的な成長を目指すべく、ダイレクトデータマーケティング基盤構築、テレビ事業、WEB事業、DM事業を集中領域と定め、経営資源の集中を進めております。

テレビ事業は、営業体制の強化、クライアントの需要動向に応じた柔軟なメディア仕入、放送予定管理システムの活用等の業務効率化等により、安定的な売上総利益の創出を図っております。WEB事業は、人員の強化、有力なAIツールの提供等により、新規クライアントを開拓し売上拡大を図っております。DM事業は、従来のDM発送代行に加え、「ゆうパケット」や「ネコポス」といった郵便ポストに投函できる小型の宅配便への対応を強化しております。

一方で、海外事業、通販事業及び小売事業については、今後の収益性やグループシナジーを判断軸に見極めを行いました。同方針の下、海外事業に属するJML Singapore Pte. Ltd.及び通販事業に属する株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズについては、前連結会計年度中に撤退いたしました。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社は、2019年5月28日開催の第13期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」）を更新いたしました。本プランの概要は以下のとおりです。

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本プランの対象となる者は、当該買付者を含む株主グループ（以下「大規模買付者グループ」）の議決権割合を25%以上とすることを目的とする買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者（以下、及びの買付行為又はこれに類似する行為の一方又は双方を「大規模買付行為」、これを行おうとする者を「大規模買付者」）です。

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、国内連絡先、大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本プランに定められた手続を遵守することを約束する旨を記載した書面（以下「意向表明書」）をご提出いただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下「必要情報」）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社取締役会が、当社株主の皆様判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、必要情報の全部又は一部を開示します。

当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（以下「分析検討期間」）、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら、提供された必要情報の分析・検討を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けたと判断した場合には、速やかにその旨及び分析検討期間の満了日を開示します。ただし、当社取締役会は、上記検討を行うにあたり必要があると認める場合には、30営業日を上限として分析検討期間を延長することができるものと、その場合には、具体的な延長期間及び延長の理由を開示するものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての対応方針を取りまとめ、公表します。

当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、あるいは、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。また、当社取締役会は、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する場合があります。

大規模買付者は、分析検討期間の経過後（当社取締役会が分析検討期間内に大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する旨を決議した場合には、当該株主総会の終結後）にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後本プランを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちから、そのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し、対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記と同様の対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かの判断の公正性を確保するため、事前に、本プランに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対し、必ず対抗措置の発動の是非等について諮問します。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非等について勧告します。特別委員会は、勧告に際して、対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様へ開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

当社取締役会は、特別委員会が予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した上、株主総会の承認を得れば対抗措置の発動を認める勧告を行った場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認します。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。そのほか、当社取締役会は、大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主意思を確認することが適切と判断する場合には、事前に特別委員会に対し、株主総会を招集して株主意思を確認することの是非等について諮問した上で、株主総会を招集し、当該大規模買付行為に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。当社取締役会は、特別委員会による勧告を株主の皆様へ開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、株主総会の招集に関して決議を行います。なお、特別委員会が対抗措置の発動を認めない旨の勧告を行った場合には、原則として、株主総会を招集することはありません。

当社取締役会が上記の手に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき又は勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を決議するものとします。

本プランの有効期間は、2019年5月28日開催の当社第13期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合、又は、当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会により本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。

当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランは、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化をふまえた買収防衛策の在り方」をふまえた内容となっております。

ロ．株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、2019年5月28日開催の当社第13期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本プランの更新についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本プランを更新することを予定しております。また、当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを変更又は廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランをその時点で変更又は廃止します。その意味で、本プランは、当社株主の皆様意思に基づくこととなっております。

ハ．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

実際に大規模買付者が出現した場合には、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するか否かなどの実質的な判断を行い、当該判断を当社取締役会に最大限尊重させることによって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、当該判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

ニ．合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、本プランに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ホ．デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は1年とされており、期差任期制は採用されていないため、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

(5) 研究開発活動

金額が僅少のため、記載しておりません。なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	96,000,000
計	96,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年10月15日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	30,517,200	30,517,200	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	30,517,200	30,517,200	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2020年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2020年5月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個)	588
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 58,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	319(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年6月12日 至 2025年6月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 397 資本組入額 199 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を行使することができない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部について第三者に対して譲渡、質権の設定等、その他一切の処分行為をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権証券の発行時(2020年6月11日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記1に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年6月1日～ 2020年8月31日	-	30,517,200	-	645,547	-	635,547

(5)【大株主の状況】

2020年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
丸田 昭雄	東京都大田区	6,572,400	26.22
双日株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目1-1	5,782,400	23.07
妹尾 勲	東京都港区	2,077,400	8.29
萩原 雄二	東京都西東京市	266,900	1.06
小林 光男	愛知県豊田市	141,500	0.56
クレディ・スイス証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー	133,000	0.53
今泉 亜矢	東京都港区	132,800	0.52
トライステージ従業員持株会	東京都港区海岸一丁目2-20 汐留ビルディング21階	99,400	0.39
新沼 吾史	東京都新宿区	72,000	0.28
大津 功	東京都港区	62,400	0.24
計	-	15,340,200	61.21

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,458,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,056,800	250,568	-
単元未満株式	普通株式 2,200	-	-
発行済株式総数	30,517,200	-	-
総株主の議決権	-	250,568	-

【自己株式等】

2020年8月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社 トライステージ	東京都港区海岸 一丁目2番20号	5,458,200	-	5,458,200	17.88
計	-	5,458,200	-	5,458,200	17.88

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007（平成19）年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2020年6月1日から2020年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年3月1日から2020年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,348,597	6,209,445
受取手形及び売掛金	6,601,503	7,132,512
商品	279,027	177,160
仕掛品	2,824	7,673
貯蔵品	6,315	5,455
その他	295,292	188,302
貸倒引当金	104,324	72,254
流動資産合計	13,429,235	13,648,296
固定資産		
有形固定資産	377,255	312,388
無形固定資産		
のれん	338,662	133,762
その他	239,549	268,693
無形固定資産合計	578,211	402,455
投資その他の資産		
投資有価証券	335,724	418,091
その他	1,096,924	856,040
貸倒引当金	336,695	193,979
投資その他の資産合計	1,095,952	1,080,151
固定資産合計	2,051,419	1,794,995
資産合計	15,480,655	15,443,291
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,977,875	4,342,987
短期借入金	570,374	1,409,632
未払法人税等	57,902	148,020
賞与引当金	7,005	156,389
役員賞与引当金	1,700	-
その他の引当金	3,890	3,927
その他	665,240	366,916
流動負債合計	5,283,988	6,427,872
固定負債		
長期借入金	2,945,317	2,075,555
退職給付に係る負債	114,799	119,100
資産除去債務	106,446	111,071
その他	102,920	93,530
固定負債合計	3,269,483	2,399,257
負債合計	8,553,472	8,827,130

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年8月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	645,547	645,547
資本剰余金	744,808	735,426
利益剰余金	6,557,325	6,825,384
自己株式	1,297,807	1,837,778
株主資本合計	6,649,873	6,368,580
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,044	210,807
為替換算調整勘定	51,966	143,865
その他の包括利益累計額合計	53,010	66,941
新株予約権	36,837	18,162
非支配株主持分	187,460	162,476
純資産合計	6,927,182	6,616,160
負債純資産合計	15,480,655	15,443,291

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)
売上高	26,193,158	24,192,781
売上原価	22,904,910	21,435,717
売上総利益	3,288,248	2,757,064
返品調整引当金繰入額	13,530	-
差引売上総利益	3,274,717	2,757,064
販売費及び一般管理費	¹ 3,164,556	¹ 1,898,593
営業利益	110,161	858,471
営業外収益		
受取利息	4,328	5,697
受取配当金	149	-
持分法による投資利益	-	11,917
消費税差額	12,781	-
助成金収入	1,305	9,260
その他	2,721	7,478
営業外収益合計	21,287	34,354
営業外費用		
支払利息	11,350	12,405
持分法による投資損失	8,537	-
開業費償却	46,390	-
その他	11,367	156
営業外費用合計	77,645	12,561
経常利益	53,803	880,264
特別利益		
新株予約権戻入益	1,800	20,346
持分変動利益	-	6,718
特別利益合計	1,800	27,065
特別損失		
減損損失	17,831	218,740
関係会社整理損	² 172,352	-
事業整理損	³ 14,332	-
固定資産除却損	1,638	6,266
その他	-	2,896
特別損失合計	206,154	227,903
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	150,550	679,426
法人税、住民税及び事業税	82,407	150,966
法人税等調整額	235,572	93,670
法人税等合計	153,165	244,636
四半期純利益	2,615	434,789
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	2,758	8,913
親会社株主に帰属する四半期純利益	5,373	425,875

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)
四半期純利益	2,615	434,789
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	173	210,774
為替換算調整勘定	15,059	23,005
持分法適用会社に対する持分相当額	12,816	38,011
その他の包括利益合計	2,069	149,757
四半期包括利益	545	584,546
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,698	581,906
非支配株主に係る四半期包括利益	2,153	2,639

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	150,550	679,426
減価償却費	69,550	67,169
減損損失	17,831	218,740
関係会社整理損	172,352	-
たな卸資産評価損	23,423	9,729
開業費償却額	46,390	-
のれん償却額	43,039	33,311
持分変動損益(は益)	-	6,718
貸倒引当金の増減額(は減少)	425,357	174,790
役員賞与引当金の増減額(は減少)	16,800	1,700
賞与引当金の増減額(は減少)	3,884	149,383
その他の引当金の増減額(は減少)	31,903	36
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	2,338	4,368
受取利息及び受取配当金	4,478	5,697
支払利息	11,350	12,405
持分法による投資損益(は益)	8,537	11,917
売上債権の増減額(は増加)	461,078	511,738
たな卸資産の増減額(は増加)	31,259	80,089
仕入債務の増減額(は減少)	169,717	365,469
未払金の増減額(は減少)	86,078	165,756
未払消費税等の増減額(は減少)	26,409	34,896
その他	31,371	72,405
小計	135,516	704,300
利息及び配当金の受取額	14,601	5,697
利息の支払額	11,043	12,402
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	105,025	3,230
営業活動によるキャッシュ・フロー	236,984	700,825
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	134,533	-
有形固定資産の取得による支出	22,699	7,119
無形固定資産の取得による支出	30,506	41,143
差入保証金の差入による支出	53,103	-
差入保証金の回収による収入	2,208	21,791
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	47,914	-
その他	78,760	2,717
投資活動によるキャッシュ・フロー	96,242	29,188
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	145,054	160,000
長期借入れによる収入	750,000	150,000
長期借入金の返済による支出	1,008,712	19,762
配当金の支払額	193,520	190,848
非支配株主への配当金の支払額	2,927	-
自己株式の取得による支出	133,430	539,970
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	37,000
その他	8,987	11,239
財務活動によるキャッシュ・フロー	742,632	808,820
現金及び現金同等物に係る換算差額	315	1,969
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,075,543	139,151
現金及び現金同等物の期首残高	6,183,230	6,348,597
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	24,562	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,083,123	6,209,445

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

持分法適用の範囲の重要な変更

当第2四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社であるTV Direct Public Company Limitedが実施した第三者割当増資により、当社の持分比率が低下したため、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞が世界経済及び国内経済に与える影響が懸念され、先行きは不透明な状況にあります。

当社グループでは、在宅率の向上に伴う収益機会の増加といったプラスの影響がある一方、特定セグメントにおいては出稿減少や経済活動停滞に伴う新規営業活動の遅延、また来店者減少などマイナスの影響があります。

新型コロナウイルス感染症の影響は、当初の想定より遅れているものの下期以降に一定程度状況が改善されると見込んでおります。それに従い、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020(令和2)年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018(平成30)年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(四半期連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社及び一部の連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関7行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく前連結会計年度末及び当第2四半期連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

(円建て)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年8月31日)
当座貸越極度額	6,700,000千円	6,050,000千円
借入実行残高	460,000	300,000
差引額	6,240,000	5,750,000

(米ドル建て)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年8月31日)
当座貸越極度額	6,000千ドル	6,000千ドル
借入実行残高	660	660
差引額	5,339	5,339

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)
給料及び手当	817,613千円	779,747千円
賞与引当金繰入額	9,570	149,383
退職給付費用	23,611	30,184
貸倒引当金繰入額	425,357	174,790
その他の引当金繰入額	559	36

2 関係会社整理損

前第2四半期連結累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)

連結子会社であるJML Singapore Pte. Ltd.の株式を売却したことに伴い発生したものであります。内容は、債権放棄損322,489千円、関係会社株式売却益 150,136千円であります。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

3 事業整理損

前第2四半期連結累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)

連結子会社である株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズを解散し、同社の営む通販事業を譲渡することを決定したことに伴い発生したものであります。内容は、減損損失25,323千円、事業譲渡益 10,990千円であります。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)
現金及び預金勘定	5,083,123千円	6,209,445千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	5,083,123	6,209,445

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月28日 定時株主総会	普通株式	193,639	7	2019年2月28日	2019年5月29日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月26日 定時株主総会	普通株式	190,777	7	2020年2月29日	2020年5月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				
	ダイレクト マーケティング 支援事業	DM事業	海外事業	通販事業	小売事業
売上高					
外部顧客への売上高	15,092,258	9,508,436	662,616	156,260	773,586
セグメント間の内部売上高 又は振替高	48,318	13,408	45	-	713
計	15,140,576	9,521,845	662,662	156,260	774,300
セグメント利益又は損失()	377,336	65,922	143,600	41,552	17,106

(単位:千円)

	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
売上高			
外部顧客への売上高	26,193,158	-	26,193,158
セグメント間の内部売上高 又は振替高	62,485	62,485	-
計	26,255,644	62,485	26,193,158
セグメント利益又は損失()	109,154	1,007	110,161

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額は、主にセグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

当第2四半期連結会計期間において、連結子会社であるJML Singapore Pte. Ltd.の株式を売却したため、JML Singapore Pte. Ltd.及びその子会社JML Direct (M) Sdn.Bhd.を連結の範囲から除外しております。

この結果、前連結会計年度末に比べ、当第2四半期連結会計期間の報告セグメントの資産の金額は、「海外事業」において259,118千円減少しております。

また、当第2四半期連結会計期間において、連結子会社である株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズを解散し、同社の営む通販事業を譲渡することを決定いたしました。

この結果、前連結会計年度末に比べ、当第2四半期連結会計期間の報告セグメントの資産の金額は、「通販事業」において134,029千円減少しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「通販事業」において、連結子会社である株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズを解散し、同社の営む通販事業を譲渡することを決定いたしました。これにより、当第2四半期連結会計期間に同事業に係る事業資産等に対して事業整理損に含まれる減損損失25,323千円を特別損失に計上しております。

「小売事業」において、連結子会社である株式会社日本百貨店の事業計画に対する進捗状況や今後の業績見通しを踏まえて検討した結果、当第2四半期連結会計期間に同事業に係る事業資産等に対して減損損失17,831千円を特別損失に計上しております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自 2020年3月1日 至 2020年8月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			
	ダイレクト マーケティング 支援事業	DM事業	海外事業	小売事業
売上高				
外部顧客への売上高	14,231,930	9,065,707	458,692	436,451
セグメント間の内部売上高 又は振替高	813	26,269	-	126
計	14,232,743	9,091,977	458,692	436,577
セグメント利益又は損失（ ）	671,448	241,754	29,526	85,585

（単位：千円）

	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高			
外部顧客への売上高	24,192,781	-	24,192,781
セグメント間の内部売上高 又は振替高	27,209	27,209	-
計	24,219,991	27,209	24,192,781
セグメント利益又は損失（ ）	857,144	1,327	858,471

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額は、主にセグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「小売事業」において、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う業績悪化を背景として、連結子会社である株式会社日本百貨店の事業計画に対する進捗状況や今後の業績見通しを踏まえて検討した結果、当第2四半期連結会計期間に同事業に係る事業資産等に対して減損損失47,150千円を特別損失に計上しております。

(のれんの金額の重要な変動)

「ダイレクトマーケティング支援事業」において、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業環境の著しい変化を踏まえ、連結子会社である株式会社アドフレックス・コミュニケーションズの事業計画に対する進捗状況や今後の業績見通しを踏まえて検討した結果、同社株式取得時に計上したのれん未償却残高305,351千円のうち171,589千円を当第2四半期連会会計期間に減損損失として特別損失に計上しております。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度において、当社の連結子会社である株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズの清算が終了し、通販事業から撤退したことから、第1四半期連結会計期間より、「通販事業」セグメントを廃止しております。

また、第1四半期連結会計期間より、「その他」に含まれていた「小売事業」について量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	0円20銭	16円52銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	5,373	425,875
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	5,373	425,875
普通株式の期中平均株式数(株)	27,363,639	25,774,700
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	0円20銭	-
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	414	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年10月15日

株式会社トライステージ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2020年6月1日から2020年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年3月1日から2020年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トライステージ及び連結子会社の2020年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。